

# 国際経営塾 会則

## [ 名称・事務局 ]

1. 本組織は、国際経営塾（以下「塾」という）と称し、本部を東京都中央区銀座6丁目14番8号に置く。

## [ 目的 ]

2. 塾は、理事長をはじめ、各理事、ならびに塾の指定する講師の経験、経営哲学を共有することにより、塾に所属する会員のアジア諸国における取引拡大や新規参入についての支援、および情報交換を実施し、もって日本とアジア諸国との円滑な経済関係の維持、発展に資することを目的とする。

## [ 事業 ]

3. 塾は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。（別途有料の事業を含む）
  - (1) 会員向け定例会、親睦会等の啓蒙事業
  - (2) 研修会、および講演会等の教育事業
  - (3) 会員向け会報の発行、ならびに書籍の出版事業
  - (4) 会員の経営、ならびに人材採用に係るコンサルティングサービスの提供、もしくはその斡旋事業
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、塾の目的を達成するために必要な事業

## [ 会員 ]

4. 塾の会員は、第2条の目的に賛同し、また本会則に同意のうえ所定の方法で入会の申込をし、塾が承認した法人、または個人とする。

## [ 会費 ]

5. 塾の会員は所定の入会金ならびに年会費を塾の指定する期日までに納めなければならない。
  - a. 登録手数料 ¥20,000（但し個人・学生会員はこれを免除される）
  - b. 年会費
    - (1) プレミアム会員 ¥200,000
    - (2) 法人会員 ¥100,000
    - (3) 個人会員 ¥30,000
    - (4) 学生会員 ¥15,000
  - c. 定例会参加費用
    - (1) プレミアム会員 無料
    - (2) 法人会員 無料
    - (3) 個人会員 ¥10,000/回
    - (4) 学生会員 ¥10,000/回

[ 運営年度 ]

6. 塾の運営年度は毎年4月1日から3月末日とする。

[ 期間 ]

7. 年度にかかわらず、会員資格は入会月より1ヶ年有効とし、有効期間満了の1ヶ月前までに会員が第9条の届け出をしない限り、自動継続とする。

[ 資格喪失 ]

8. 会員が次の各号の一に該当する場合はその資格を喪失する。  
(1) 退会したとき (2) 死亡したとき (3) 除名されたとき

[ 退会 ]

9. 会員は塾に所定の書面を提出することにより、退会できるものとする。但し受領した金員の返還は行わない。

[ 除名 ]

10. 会員として不適格と認められる事案が発生した場合、塾はこれを除名することができる。  
この場合、受領した金員の返還は行わない。

附則

この会則は、2008年4月1日から施行する。